

1. 重要な会計方針

(1)固定資産の減価償却方法

・建物、建物附属設備、構築物、車両運搬具、器具及び備品、ソフトウェア…定額法

2. 重要な会計方針の変更

・該当なし

3. 採用する退職給付制度

・該当なし

4. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりである。

新橋小学校キッズクラブ拠点区分

ア 拠点区分資金収支計算書(第1号第4様式) イ 拠点区分事業活動計算書(第2号第4様式)

ウ 拠点区分貸借対照表(第3号第4様式)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

・該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・間接法の為、記載省略

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	60,720	0	60,720
未収補助金	282,800	0	282,800
合計	343,520	0	343,520

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・所有していない

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし